

令和2年12月18日 議長決裁

## 1 目的

このマニュアルは、新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐため感染予防対策を講じるとともに、今後、町議会議員又はその同居家族（以下「議員等」という。）が新型コロナウイルス等に感染した場合に迅速かつ適切な対応を行い、感染の拡大防止を図ることを目的とする。

## 2 感染予防対策の基本的事項

- (1) 会議等開催日の朝に自宅で検温を行い、発熱の症状が見られる場合は登庁しないものとする。
- (2) 手洗いや手指の消毒を行うとともに、マスクを着用するものとする。
- (3) 会議等の開催にあつては、可能な限り密閉、密集、密接を避けるとともに、会議時間を短縮するための方策を講じるものとする。
- (4) 会議室等においては常時換気を行う（常時換気を行うことができない場合は毎時2回以上換気を行う）。
- (5) 会議室等は適度な室温、湿度を保てるよう方策を講じるものとする。
- (6) 議場内のマスク着用により脱水症状の危険性が高まることから、本マニュアルによる対応中に限り、脱水症状予防に係る水分補給に限定し、特例としてペットボトルや水筒等の持込みを許可する。（水やお茶を想定。議員、執行部職員、傍聴席すべて同様）

## 3 症状がある場合の対応

- (1) 議員等に症状（発熱、せき、倦怠感、頭痛、腹痛、味覚異常等）がある場合は、議長に報告するとともに、登庁を控えるものとする。
- (2) 医療機関（かかりつけ医）に相談した後、検査の必要があると判断された場合は医師等の指示に従うものとする。
- (3) 議員は、医療機関に相談した結果について、議長へ報告するものとする。

## 4 PCR検査等を実施し、その結果感染が認められた（陽性となった）場合の対応

- (1) 議員等に感染が認められた（陽性となった）場合は、保健所の指示に従うものとする。
- (2) 議員は、議員等の検査結果を議長へ報告するものとする。
- (3) 議員から感染が認められた（陽性となった）報告を受けた議長は、当該議員の行動履歴や経過等の把握に努め、情報共有を図るものとする。
- (4) 感染が認められた議員は登庁しないこととし、復帰時期については保健所の判断に従うものとする。

## 5 PCR検査等を実施し、その結果感染が認められなかった（陰性となった）場合の対応

議員は、議員等の検査結果（感染が認められなかったこと）を議長へ報告するものとする。

## 6 議員が濃厚接触者又はその疑いがある者となった場合の対応

- (1) 保健所より濃厚接触者と判断された議員は、保健所の指示に従うものとする。
- (2) 議員は、濃厚接触者又はその疑いがある者となったことを議長に報告するものとする。
- (3) 報告を受けた議長は、その疑いがある者となった議員の行動履歴や経過等の把握に努め、情報共有を図るものとする。

### \*濃厚接触者とは

厚生労働省からは「必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m以内）で15分以上接触があった場合」とされています。保健所は、発症2日前から入院等をした日までに接触があった人について、関係性、接触の程度等の疫学調査を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうかを判断しています。

## 7 同居家族が濃厚接触者又はその疑いがあるとされた場合の対応

議員は、同居家族が保健所より濃厚接触者又はその疑いがあるとされた場合には、直ちに議長に報告するものとする。

## 8 議員の感染が判明した場合等の対応

- (1) 議長は、感染が判明した議員の情報を得て直ちに会派代表者会議を開催し、今後の日程等を協議するものとする（本会議等を開催している場合であっても、中断して開催するものとする。）。
- (2) 保健所の指示に基づき、感染が判明した議員が接触したと思われる本会議場、会議室、控室等の施設を消毒するものとする。

## 9 その他

このマニュアルに記載のない事項にあつては、状況に応じて臨機に対処するものとし、必要に応じてマニュアルの改正を行うものとする。